

組付要領書及び部品表

Takakita

オートラップマシーン用
テールランプアタッチ

WM1120-TL

適用機種

WM1120



本製品を安全に、また正しくお使いいただくために
必ず本取扱説明書をお読みください。
お読みになった後も大切に保管してください。
本取扱説明書はお手持ちのスマートフォンや
タブレットから右記 QR コードを読み込んで
アクセスすることができます。



株式会社 **タカキタ**

は じ め に

このたびは本製品をお買い上げいただき、ありがとうございました。

この組付要領書は、**オートラップマシーン用テールランプアタッチ**の組付要領について記載してあります。組付前には必ず、この組付要領書をお読みの上、正しく組付けてください。また、ご使用前には作業機本体の取扱説明書を熟知するまでお読みの上、正しくお取扱いいただき最良の状態でご使用ください。

- お読みになったあとも、必ず製品に近接して保存してください。
- 製品を貸与または譲渡される場合は、本体の『取扱説明書及び部品表』とこの『組付要領書及び部品表』を製品に添付してお渡してください。
- この組付要領書及び部品表を紛失または損傷された場合は、速やかにお買い上げの販売店または当社にご注文ください。
- 本書は、**注意**として知っておくとお得な製品の性能や、製品自体の損傷防止に関する留意事項を書いてあります。
- なお、本製品については不断の研究成果を新しい技術として直ちに製品に取り入れておりますので、お手元の製品と本書の内容が一致しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ご不明なことやお気付のことがございましたら、お買い上げの販売店または当社にご相談ください。

⚠ 警 告 サ イ ン

⚠ 印付きの下記マークは安全上、特に重要な項目ですので、よく読んで必ずお守りください。

⚠ 危険 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負うことになるものを示します。

⚠ 警告 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します。

⚠ 注意 その警告に従わなかった場合、ケガを負うおそれのあるものを示します。

目 次

 安全に作業するために	1
公道走行するときは	
(1) 必要な運転免許証について	1
(2) 保安基準への適合性確認	1
(3) 灯火器類・ステッカーの取付け	2
(4) 公道走行時の注意点	8
 テールランプアタッチの組付け	 9
 配線図	 13

！ 安全に作業するために

公道走行するときは

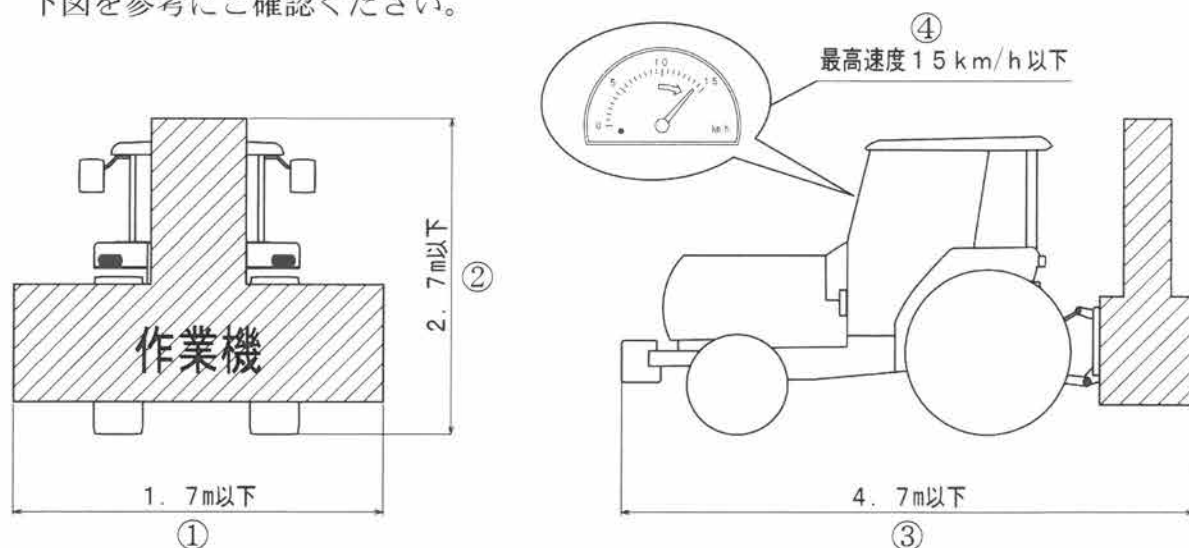
農耕用トラクタに関わる道路運送車両法の運用が見直され、保安基準に緩和措置が設けられました。必要な対応をすることで、直装タイプの作業機で公道走行を行うことができます。公道走行をする際は、下記項目を確認した上で必要な対応を行い、法令遵守して走行してください。

(1) 必要な運転免許証について

トラクタ単体の場合、道路運送車両の技術基準（保安基準）の適合性を確保できる農耕トラクタであれば小型特殊免許/普通免許及び大型特殊免許（農耕用に限るも、含む）で運行可能ですが、トラクタに作業機を装着した際に①～④の数値をひとつでも上回る場合、大型特殊免許（農耕用に限る、も含む）が必要となります。

- | | |
|------------|---------------------------------|
| ① 全幅 1.7 m | ② 全高 2.0 m（安全キャブや安全フレームは 2.8 m） |
| ③ 全長 4.7 m | ④ 最高速度 15 km/h 以下 |

下図を参考にご確認ください。



(2) 保安基準への適合性確認

自動車の種類と大きさにより、申請や検査登録が必要になります。

	農業用小型特殊自動車	農業用大型特殊自動車
トラクタに作業機を装着した時の寸法が、 全幅2.5m、全長12m、 全高3.8mをすべて超えない場合	公示一括緩和を適用した車両として 申請や登録は必要ありません。	全国の運輸支局等で検査登録が必要です。
トラクタに作業機を装着した時の寸法が、 全幅2.5m、全長12m、 全高3.8mをいずれかを 超える場合	・全長12m、全高3.8mのいずれかを超える場合は、地方運輸局長に個別緩和を申請する必要があります。 ・道路管理者から特殊車両通行許可を得る必要があります。	・検査登録が必要です。 ・全長12m、全高3.8mのいずれかを超える場合は、地方運輸局長に個別緩和を申請する必要があります。 ・道路管理者から特殊車両通行許可を得る必要があります。

! 安全に作業するために

(3) 灯火器類・ステッカーの取付け

下記フローチャート①～④を全てそれぞれについてご確認ください、必要に応じて公道走行を行うための追加装備を取付けてください。

①作業機最外側からトラクタの灯火器類までの距離

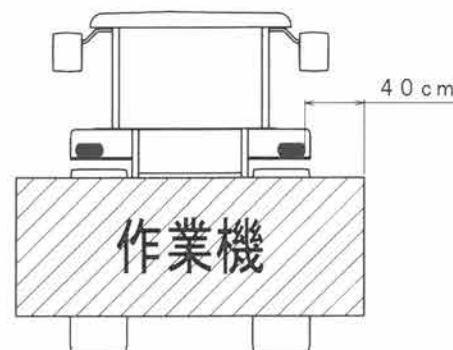
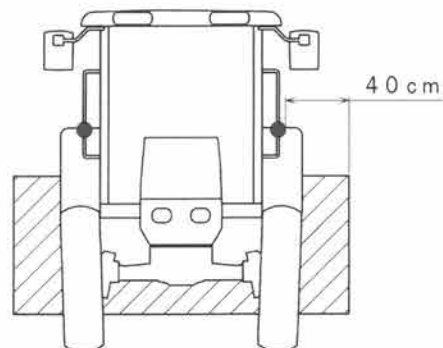
トラクタの後退灯以外の灯火器類の取付け位置が全て作業機の最外側から40cm以内にある。

YES

NO

①での追加装備は必要ありません。

前面:A.白色反射器
後面:B.赤色反射器
C.制限標識
を取付ける必要があります。



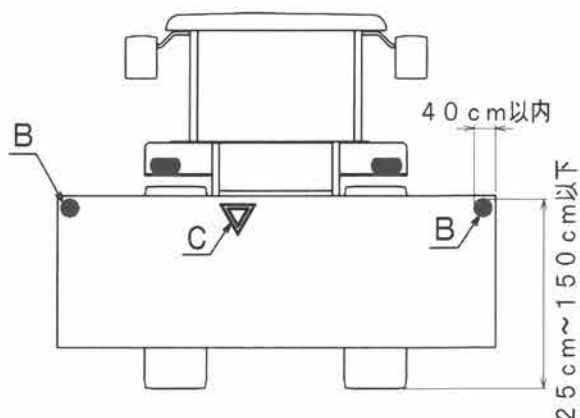
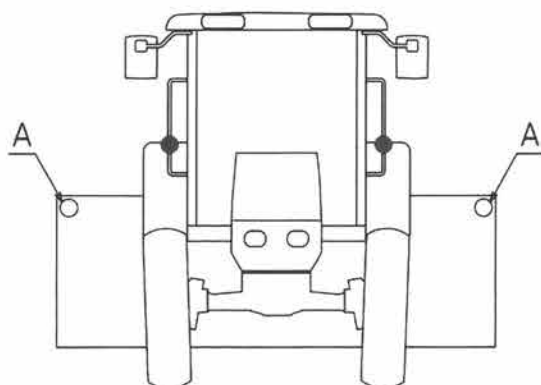
A.白色反射器	B.赤色反射器	C.制限標識
		赤色 0.5cm 白色 1.5cm 赤色 0.5cm 15cm

●装備の取付け位置

道路運送車両法の保安基準により、各種灯火器類取付け位置が定められています。

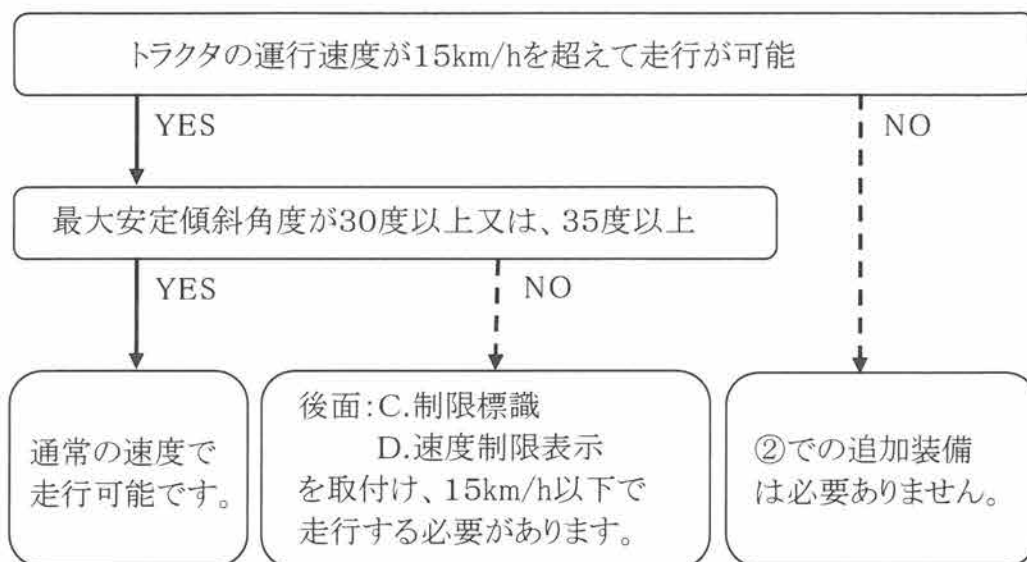
- ・ Aは前面の両側に、可能な限り最外側に取付けてください。
- ・ Bは後面の両側に、作業機の最外側から40cm以内、高さが地上25cm以上150cm以下の場所に可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・ Cは後方から確認（視認）できる位置に取付けてください。

(取付け例)



⚠ 安全に作業するために

②トラクタの運行速度



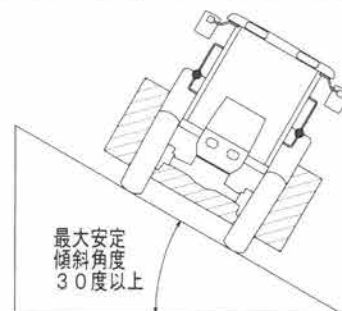
- 運行速度が15km/hに制限されないトラクタと作業機との組み合わせについては日農工のホームページ (<http://www.jfmma.or.jp>) をご覧ください。
- 最大安定傾斜角度が不明な場合は、運行速度15km/h以下で走行してください。

<安定性に関して>

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は、35度以上（車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの）であれば、通常で速度で道路走行できます。

上記条件を満たさない場合は、

- ・運行速度15km/h以下の道路走行
- ・道路走行をする際に、Cを作業機に表示、Dを作業機・運転席に表示を行う必要があります。

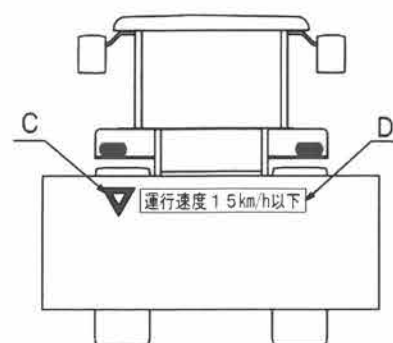


●装備の取付け位置

- ・C、Dは後方から確認（視認）できる位置に取付けてください。
- ・Dは運転席にも表示する必要があります。

（取付け例）

C.制限標識	D.速度制限表示



! 安全に作業するために

③トラクタの灯火器類（後部反射器、コンビネーションランプ（尾灯・制動灯・方向指示器）、後退灯）の視認性

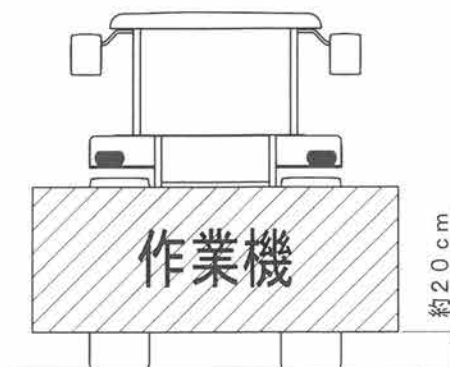
作業機の機体最下部を地面から約20cm上げた状態で後方から確認し、トラクタの灯火器類が視認できる。（※1）

YES

③での追加
装備は必要
ありません。

NO

・後退灯のみ視認できない場合は
可能な限りトラクタ上で移設してください。
 ・視認できない灯火器類は、作業機
に取付ける必要があります。
 ※取付けは販売店にご相談ください。



● 装備の取付け位置

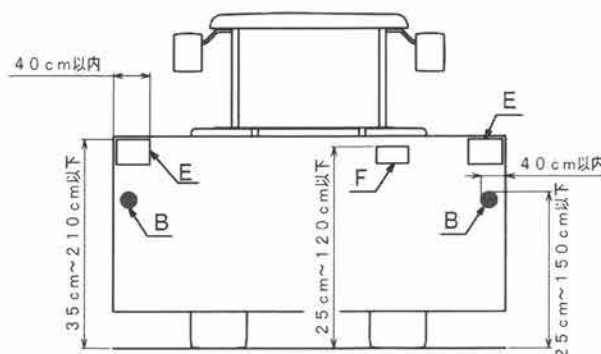
・各種灯火器類の取付け位置は以下のように定められています。

- 後部反射器（リフレクター）最外側から40 cm 以内、高さは地上25 cm 以上150 cm 以下
- 尾灯（テールランプ）最外側から40 cm 以内、高さは地上35 cm 以上210 cm 以下
- 制動灯（ブレーキランプ）最外側から40 cm 以内、高さは地上35 cm 以上210 cm 以下
- 方向指示器（ウインカー）最外側から40 cm 以内、高さは地上35 cm 以上230 cm 以下
- 後退灯（バックランプ）高さは可能な限り25 cm 以上120 cm 以下

- ・B、Eは後方から確認（視認）できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・Fは後方から確認（視認）できる位置に、上記条件を満たすように取付けてください。

（取付け例）

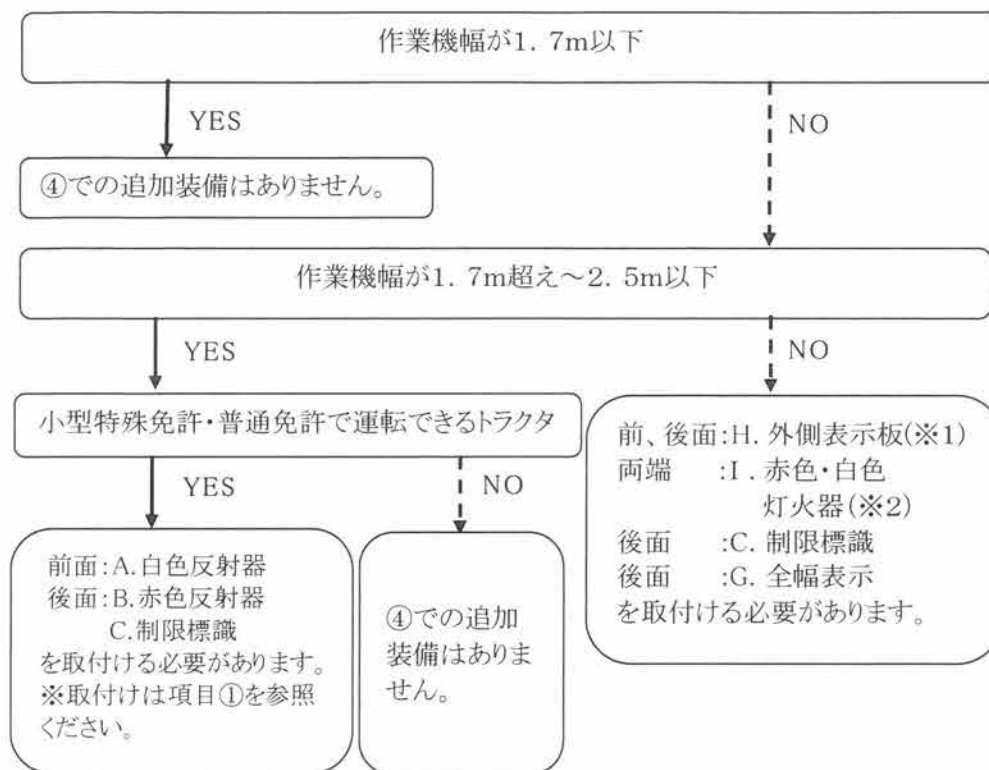
B.赤色反射器	E.コンビネーションランプ	F.後退灯



※1 単体で長さ4.7m以下、全幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/hである農耕用トラクタの場合、尾灯・制動灯・後退灯は取付け義務が無い
ため、装備されていない場合は確認の必要はありません。

⚠ 安全に作業するために

④作業機装着時の全幅



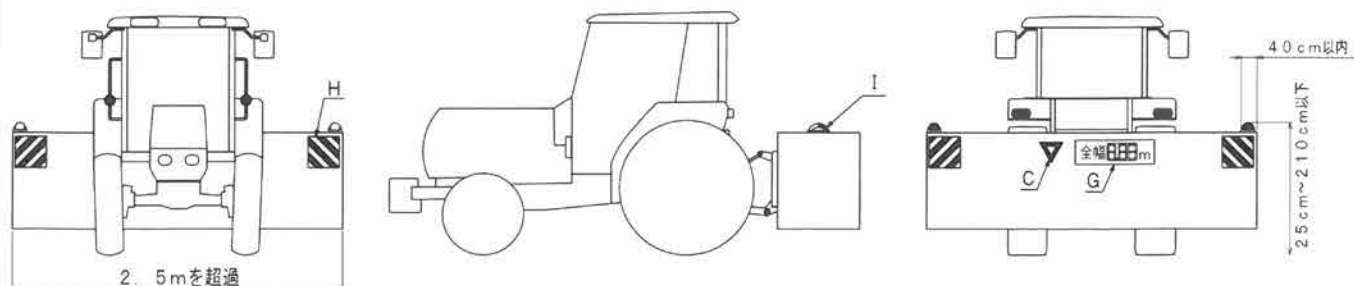
※1 トラクタの灯火器類が作業機の最外側から40cm以上ある場合、反射器が必要になります。しかし、当社の外側表示板は反射材を含んでいるため、反射器は取付け不要です。

※2 トラクタの灯火器類が作業機の最外側から40cm以内の場合、取付け不要です。

●装備の取付け位置

- ・C、Gは確認（視認）できる位置に取付けてください。
- ・Hは前後、両端に赤白ラインが「ハの字」になるように取付けてください。
- ・Iは可能な限り最外側に取付けてください。また、前面が白色、後面が赤色になるようにしてください。

(取付け例)



安全に作業するために

灯火器類・ステッカー取付け例

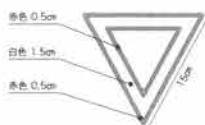
			トラクタに作業機装着時の寸法が、全幅2.5m、全高3.8m、全長12m以下の場合	
灯火器類の視認性 前照灯 車幅灯 尾灯 後部反射器 制動灯 方向指示器	トラクタの灯火器類が全て視認できる場合	灯火器類の取付け位置が全て作業機の最外側から40cm以内の場合	(ア)	視認性による取付け部品無し
		灯火器類の取付け位置が全て作業機の最外側から40cm以内、かつ小型特殊免許・普通免許で走行できるトラクタで幅1.7m以上の作業機を取付ける場合	(イ)	
		作業機の最外側から40cm以上離れている灯火器がある場合	(ウ)	
	トラクタの灯火器類で視認できないものがある場合		(エ)	例：(ウ)に灯火器類を取付け

灯火器・ステッカー

A. 白色反射器 B. 赤色反射器



C. 制限標識



D. 速度制限表示

運行速度15km/h以下

E. コンビネーションランプ



F. 後退灯



G. 全幅表示

全幅8.88m

H. 外側表示板



I. 赤色・白色灯火器



⚠ 安全に作業するために

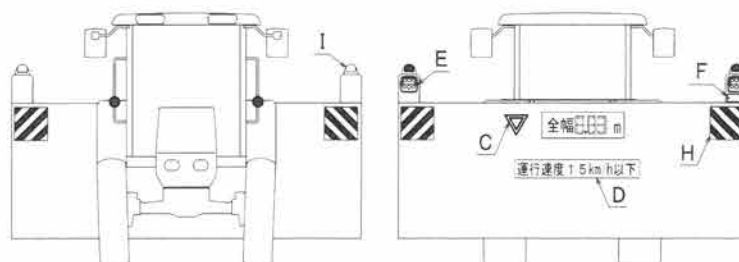
灯火器類・ステッカー取り付け例

トラクタに作業機装着時の全幅が2.5mを超過する場合		
灯火器類の視認性 前照灯 車幅灯 尾灯 後部反射器 制動灯 方向指示器	灯火器類の取付け位置が全て作業機の最外側から40cm以内の場合	(オ)
	トラクタの灯火器類が全て視認できる場合	(カ)
	トラクタの灯火器類で視認できないものがある場合	(キ) 例：(カ)に灯火器類を取付け

※全幅が2.5mを超過する場合は、道路管理者（国道：地方道路局、県道：各都道府県、市道：各市町村）から特殊車両通行許可を得る必要があります。

p. 3「②トラクタの運行速度」を確認後、速度制限表示が必要な場合は取付けてください。

例：(キ)に速度制限表示を追加



●灯火器類取付けの際には、トラクタの操作と連動して点灯することを確認後に公道走行を行ってください。また、灯火器類・ステッカーが汚れたときは視認できるように掃除をしてください。

詳細は日農工「公道走行ガイドブック」(<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>)をご覧ください。その他不明な点は、お買い上げ頂いた販売店にご相談ください。

安全に作業するために

(4) 公道走行時の注意点

- パトライトを設置した状態での公道走行は、法令で禁止されています。公道走行時は、パトライトを外してください。
- ロールベールをテーブルに載せるとランプやステッカーが後方から見えなくなります。公道走行時はロールベールを載せないでください。
- フィルムが伸びて公道走行の妨げになる恐れがあります。公道走行時はフィルムを外してください。

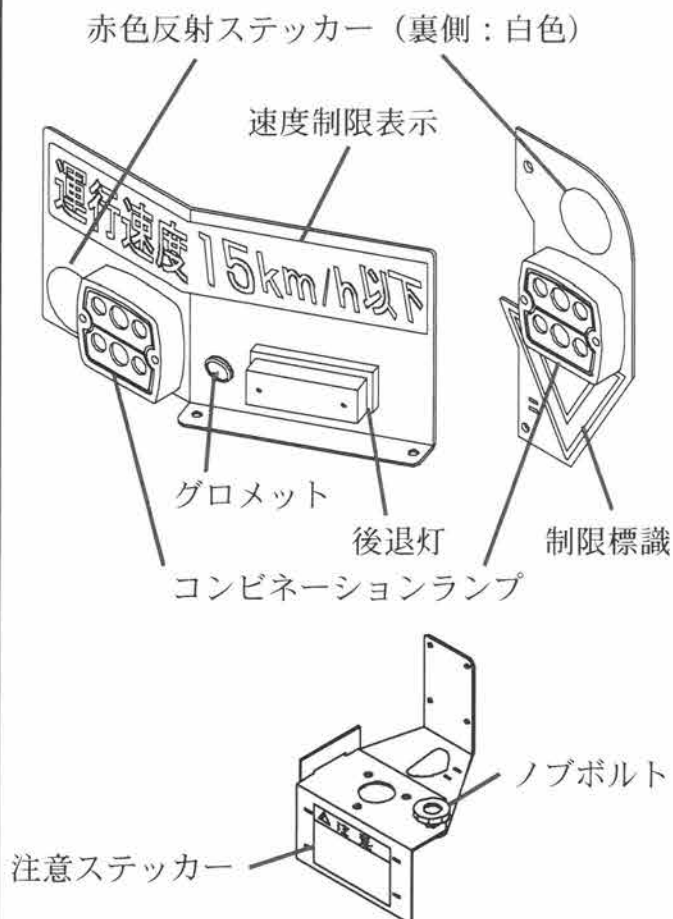
テールランプアタッチの組付け

このたびはテールランプアタッチをお買い上げいただき、ありがとうございました。組付け前には、必ずこの組付要領書をお読みの上、正しく組付けてください。

●開梱されましたら、組付前に部品表の部品が全て含まれているかご確認の上、組付けを行ってください（下記の「左・右側」の表現は進行方向に対してです）。

◆ 組付け手順

①下図のようにランプやステッカーがベースに組みつけられていることを確認してください。



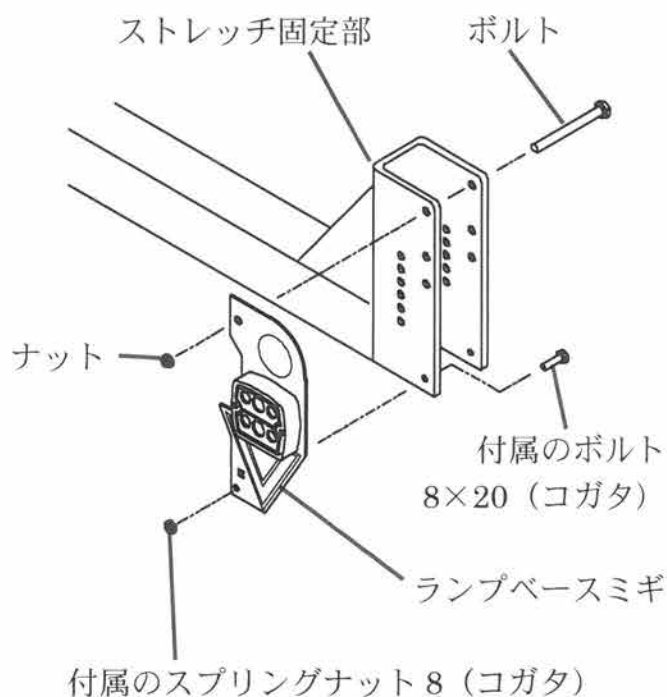
②ランプベースミギをストレッチ固定部の一番上のボルト・ナットと付属のボルト・ナットを使用して組付けをしてください。

⚠ 警告

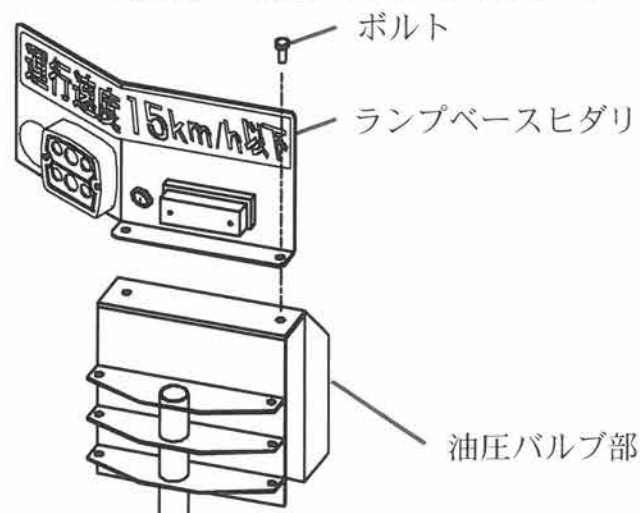
ストレッチが倒れる恐れがありますので、ストレッチからフィルムを下ろしてください。また、一番上以外のボルト・ナットが締まっていることを確認してください。

⚠ 警告

必要に応じてクレーン等でストレッチが倒れないように支えてください。



③ランプベースヒダリを油圧バルブ部のボルトを使用して組付けをしてください。



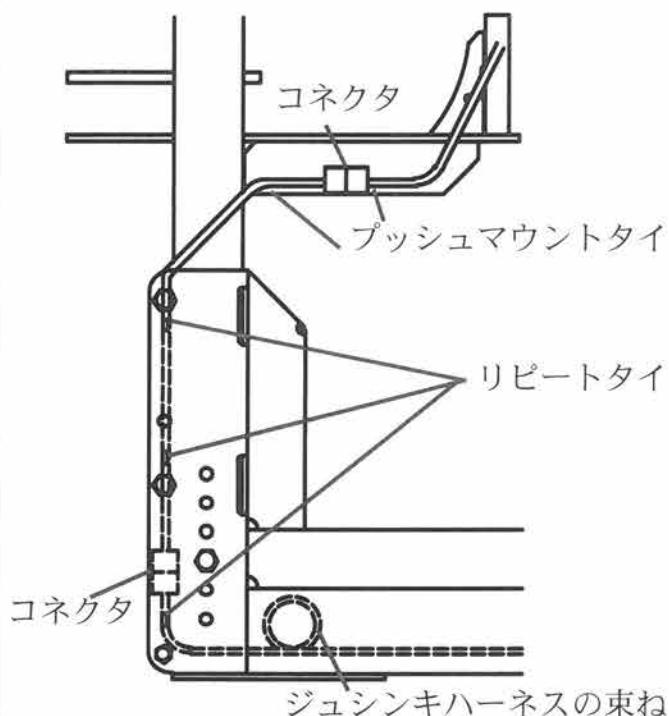
テールランプアタッチの組付け

- ④リモコンアタッチが搭載されている場合、パトライトを脱着できるように組み替えます。

！ 注意

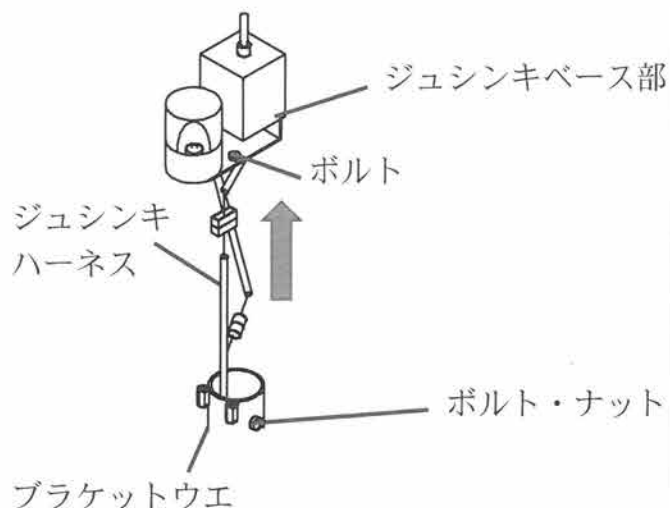
トラクタに接続されていない状態で本体に乗ると転倒の恐れがあります。
脚立等で足場を確保してください。

- 束ねてあるジュシンキハーネスのリピータイやプッシュマウントタイを外してください。
フィルム切れ上下センサのコネクタを外してください。

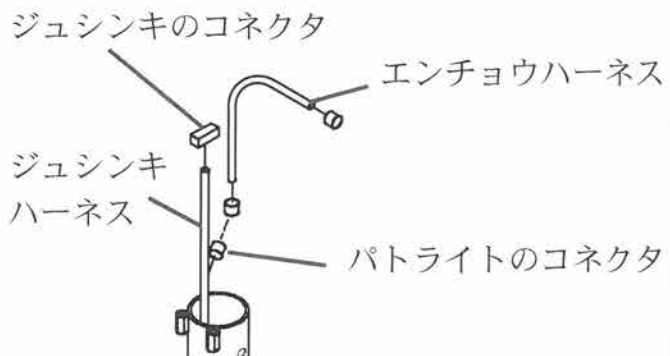


- ブラケットウエのボルト・ナットを外してから、ジュシンキベース部のボルトを外してください。

ジュシンキハーネスの引っ掛かりに注意してジュシンキベースをパトライトコネクタが外せる位置まで持上げてください。



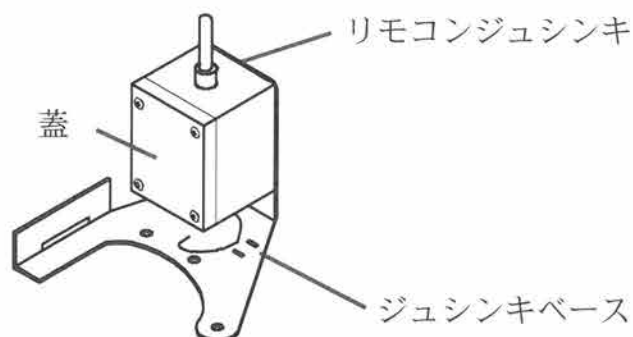
- パトライトのコネクタを外して、ジュシンキハーネス側コネクタにエンチョウハーネスを接続してください。
ジュシンキのコネクタを外して、ジュシンキベース部を下ろしてください。



テールランプアタッチの組付け

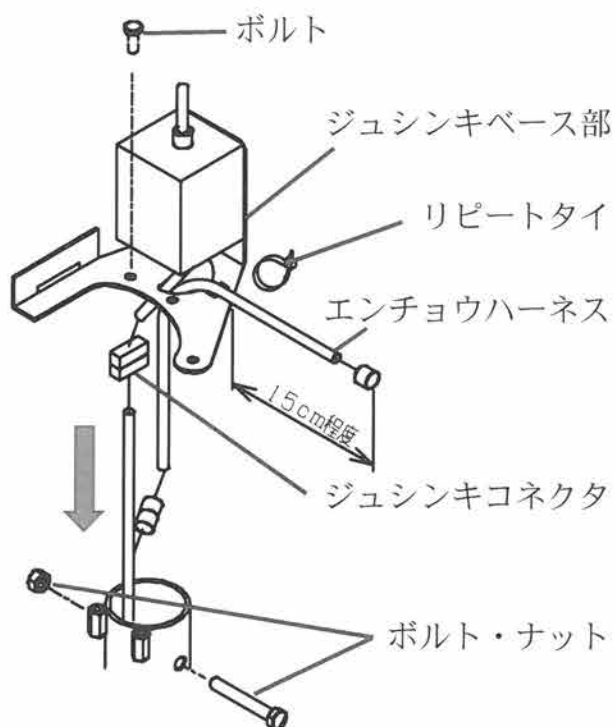
- ・リモコンジュシンキを外した後、ジュシンキベースに組付けてください。

なお、リモコンジュシンキを外すときは蓋を外して内部のナベコネジをプラスドライバーで押さえる必要があります。



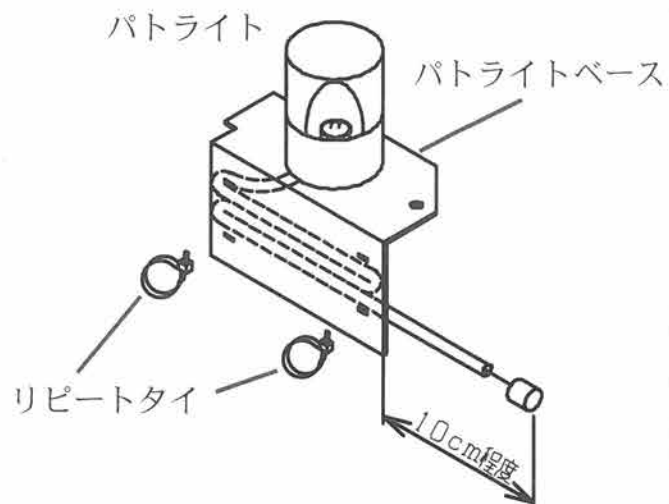
- ・ジュシンキコネクタを接続し、ジュシンキベース部を外したボルトで本体に組付けてください。

ハーネスを挟まないように外したボルト・ナットを組付けてください。エンチョウハーネスは図のようにリピータイで固定してください。



- ・パトライトを外した後、パトライトベースに組付けてください。

パトライトのハーネスは束ねて図のようにリピータイで固定してください。

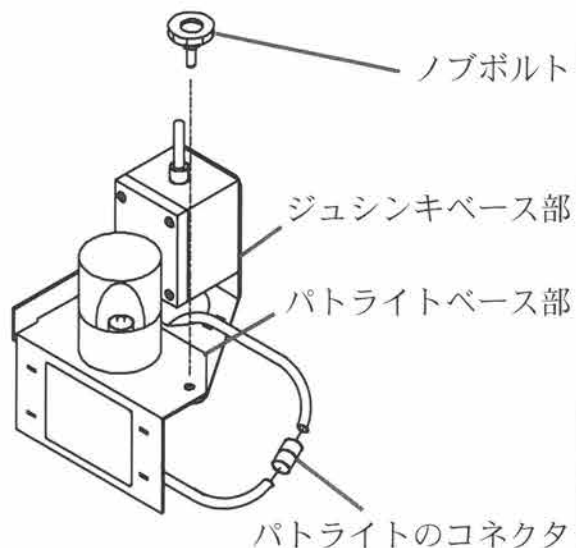


- ・ジュシンキベースにパトライトベースを取付けて、ノブボルトで固定してください。パトライトのコネクタを接続してください。

⚠ 注意

パトライトを設置した状態での公道走行は、法令で禁止されています。

公道走行時は、コネクタ、ノブボルトを外して、パトライトベース部を外してください。

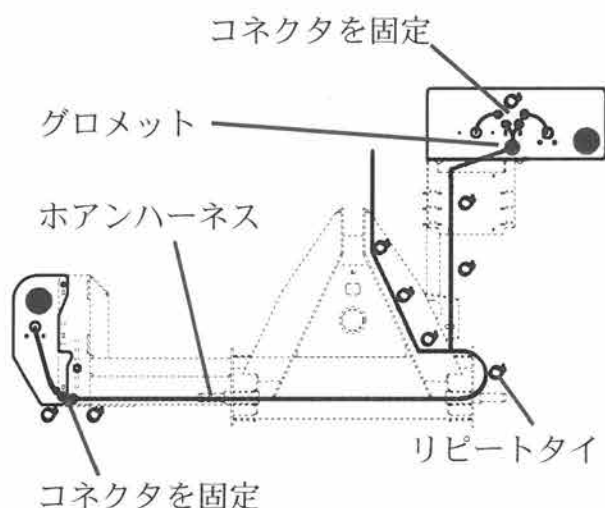


テールランプアタッチの組付け

- ・ジュシンキハーネスを束ね直して、リピータイやプッシュマウントタイで元通りに固定してください。

- ⑤ p. 13 の配線図を参考にハーネスと各ランプのコネクタをそれぞれ接続してください。

ホアンハーネスは本体ハーネスと同じところを通り、リピータイを利用してトラクタ側へ配線してください。



- ⑥ ハーネスの 8 P コネクタをトラクタの灯火装置用ソケットに接続し、ライトが正常に点灯することを確認してください。



注意

コネクタの形状が異なる場合は、付属の簡易変換ハーネスを使用してください。

- ⑦ ロアリンクを上下に動かして、配線に余裕があるか、擦れたり挟まれたりしていないか十分に確認してください。

警告

コードに傷がつくと正常な点灯が行われず、思わぬ事故をおこす恐れがあります。

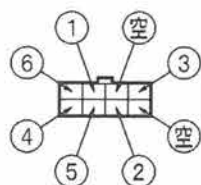
- ⑧ 「ソクド 15 (トラクタヨウ)」(必要な場合) ステッカーは、トラクタキャビン内の運転席から良く見える場所に貼付けてください。

運行速度 15km/h 以下

ソクド 15 (トラクタヨウ)

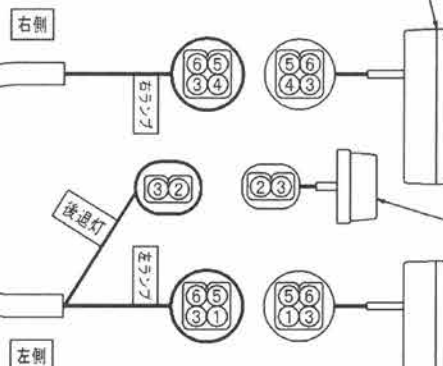
配線図

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯



正面から見る

LEDリアランプ		
端子No	線色	接続機器
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯



バックランプ

端子No	線色	接続機器
2	茶色	後退灯
3	白色	アース

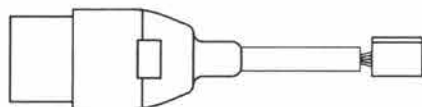
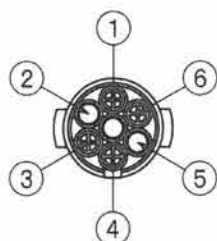
LEDリアランプ

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
3	白色	アース
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

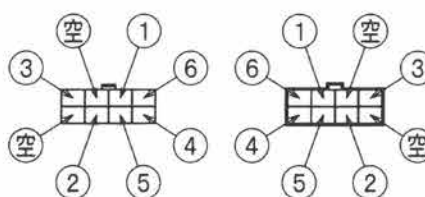
トラクタの灯火装置用ソケットが DIN 規格の場合は、付属の変換ハーネスをご使用ください。

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯



変換ハーネス



正面から見る